



総 コ 推 第 4 4 5 号  
令和4年（2022年）10月24日

枚方市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 塚 本 勝 俊 様

枚方市長 伏 見 隆

諮問第644号

寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する  
オンライン申請に係る電子計算機の電気通信回線による接続について（諮問）

寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する業務において、  
下記のとおり電子計算機の電気通信回線による接続をしたいので、枚方市個人情報保護条例  
第13条ただし書の規定により諮問します。

## 記

### 1 目 的

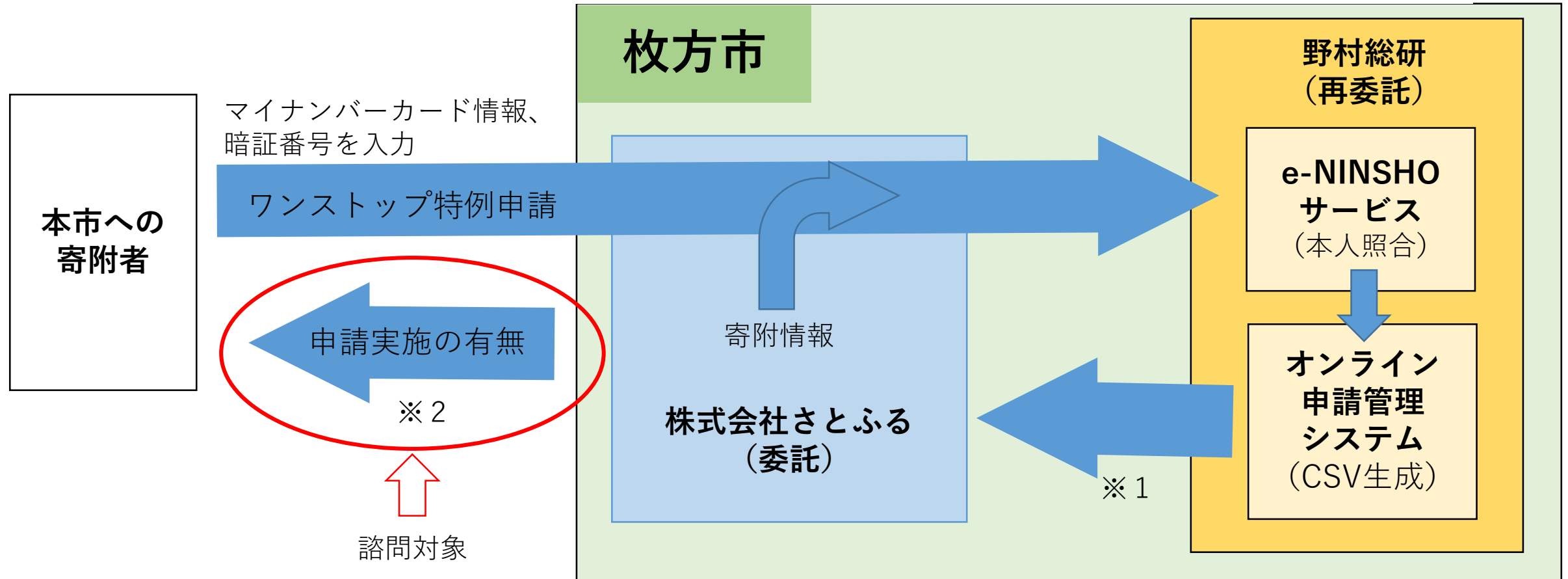
本市では、ふるさと納税制度を活用した寄附金を募るため、返礼品の品目のホームページへの掲載及び寄附金の収受に関する事務を株式会社さとふるに委託しており、同社が運営するポータルサイトに係る電子計算機の接続については、平成28年（2016年）5月23日付け諮問第518号により貴審議会に諮問し、異論はない旨の答申を得ています。

今般、同社が、寄附者が確定申告をしなくても当該寄附金に係る税額控除が受けられる制度（以下「ふるさと納税ワンストップ特例」といいます。）の利用をオンラインで申請することができるサービス（以下「本サービス」といいます。）を開始し、本市においても導入を予定しています。本サービスは、寄附者がマイナンバーカード及びその暗証番号を使用して、ふるさと納税ワンストップ特例の利用申請を行うことが可能となるとともに、当該申請の実施の有無を随時確認できるものです。

本諮問は、実施機関の使用する電子計算機と実施機関以外の者が使用する電子計算機を電気通信回線により接続することにより、実施機関以外の者が実施機関の使用する電子計算機に記録された保有個人情報を随時に取得し得ることとなることに対応するものです。

- 電子計算機の接続により実施機関以外の者が随時に取得し得る保有個人情報の項目  
ふるさと納税ワンストップ特例の利用申請の実施の有無
- 電子計算機の接続により実施機関の使用する電子計算機に記録された保有個人情報を随時に取得し得る者  
寄附者（自己の情報に限る。）
- 個人情報の保護体制  
情報システムに係る個人情報保護基準のとおり

# 寄附金税額控除に係る申告特例（ワンストップ特例）オンライン申請の流れ



※1 申請情報ファイルを取得（CSV出力・内容は紙の申請書（添付資料2）と同様）

※2 寄附者は申請後、株式会社さとふるが提供するアプリから申請ステータス（申請完了・未申請）を確認することができる。（諮問の対象）

